

第 31 号議案

国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 3 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 会計年度任用職員に対する期末手当の支給要件を緩和するため、条例の一部を改正するものである。

国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案

国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例（令和元年 9 月国立市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「含む。」の次に「（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。